

自分が施設に入るとこの家が空き家になってしまう…

子供達は遠方に住んでおり、誰もこの家に住む予定がない…

この家のこと(片付け・草刈り・管理)で子供達に迷惑かけたくない…

この家が空き家になり、ご近所さんに迷惑かけたくない…

この家の税金・維持費・保険代で子供に金銭的負担をかけたくない…

空き家についてご相談にのりながら 最適な解決策を一緒に考えます

空き家問題の解決策は
大きく3つです

親族で
住む

適正に
管理する

活用する

売却

現状のまま
売却

更地にして
売却

賃貸

ご存知ですか？

空き家を放置すると
税金が4倍以上に！

令和5年3月3日に空き家対策特別
措置法改正案が閣議決定されました。
空き家の家が割れたまま、雑草が
生い茂った状態のまま放置すると
「管理不全空き家」に指定され土地の
税金が4倍以上になる恐れがあります。

※賃貸活用での弊社実績例

解体後更地で活用



砂利敷の青空駐車場

既存建物を活用



リフォーム

建物を新築して活用



シャッター付ガレージ

泉北の空き家対策・ご相談は、泉北資産マネジメントにお問い合わせください！

空き家活用で利用できる堺市の補助金制度があります。詳しくは泉北資産マネジメントまで！

どうぞお気軽にお問い合わせください

072-294-8537



泉北の空き家対策・ご相談は

泉北資産マネジメント株式会社

SENBOKU ASSET MANAGEMENT

<https://senbokuam.com>



ホームページ



LINE登録はこちら

無料相談受付:10時~18時
定休日:毎週水曜日・隔週木曜日(第1・第3)



来社時は事前にご予約をお願いします